



(発行) いわき市 都市復興推進課 TEL0246-22-1138

日ごろより、本市のまちづくりの推進につきましては、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、昨年のも東日本大震災により被災されました皆様並びにご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本市は現在、薄磯震災復興土地区画整理事業の早期着工を目指し、関係機関との協議と、事業計画の策定に向けた作業を順次進めているところです。

平成24年8月3日～8月26日の間、市内4箇所の会場で個人面談を行いました。多くの皆様にご参加いただきありがとうございました。個人面談期間にご都合が付かなかった方も9月以降に面談をさせていただき、概ねの地権者のご意向を確認することができました。

今回は、個人面談時のアンケート調査の結果報告、その他のお知らせとして「to U 通信」を発行させていただくことといたしました。「to U 通信」は豊間の「TO」と薄磯の「U」をつなぎ、「TO YOU = U」として「皆様に届けたい」との思いから名付けました。今後も、事業の進捗状況や事業に関わる情報を、本誌を通してお知らせさせていただきますので、隔々までご覧いただければ幸いです。

誌名「to U 通信」の由来について

- ・ to：豊間の「と」、U：薄磯の「う」
- ・ あなた（皆様）へ届けたい：「to You」



目次

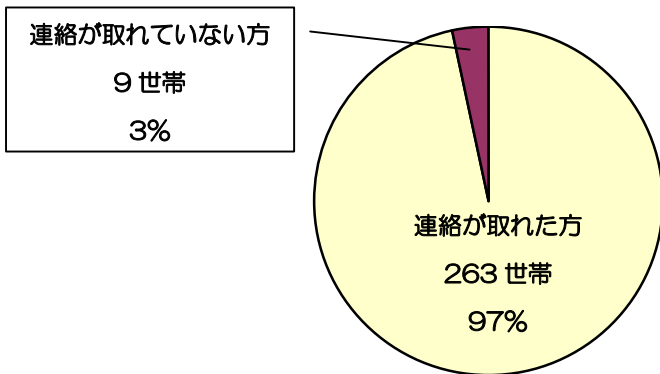
- ・ アンケート調査の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 市が買い取る土地の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 主な要望、今後の予定、都市復興推進課からのお願い・・・・ 4

アンケート調査の結果について

平成24年10月29日現在

平成24年8月3日～8月26日の間、市内4箇所の会場で個人面談を行いました。また、9月以降には欠席した方を対象として面談を行い、概ねの権利者の方と面談を行っています。

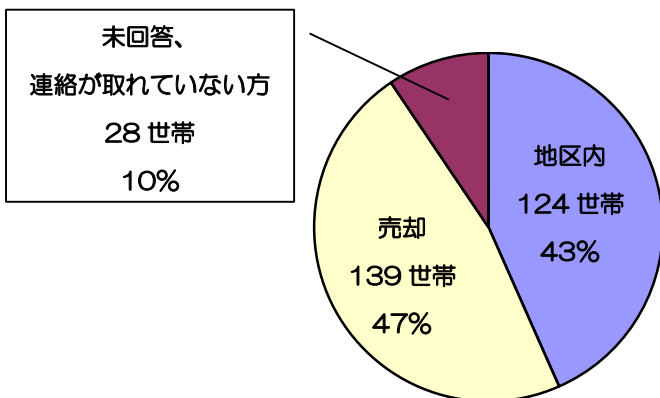
1. 薄磯地区意向把握状況（対象世帯数：272 世帯）



対象世帯数 272 世帯に対して、263 世帯（97%）の方と連絡を取ることができました。

2. 土地をどのようにしたいか？

2-1. 世帯数ベース（対象世帯数：272 世帯）

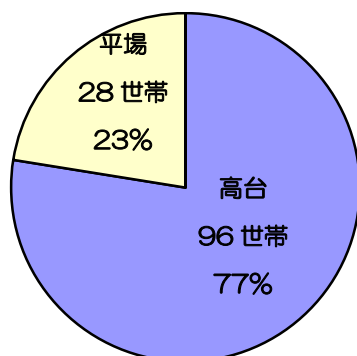


地区内に土地を所有したい方が 43%、売却を希望する方が 47%となりました。

未回答、連絡を取れていない方は合わせて 10%となっています。

※複数筆所有されている方が筆ごとに意向が異なるなどのことから、合計世帯数に差異が生じています。

2-2. 地区内を希望する世帯数（対象世帯数：124 世帯）



地区内に土地を所有を希望する方で、高台を希望する方は 77%、平場を希望する方は 23%となりました。

※今後、売却希望者や未回答者の動向により、希望世帯数が変化するものと考えられます。

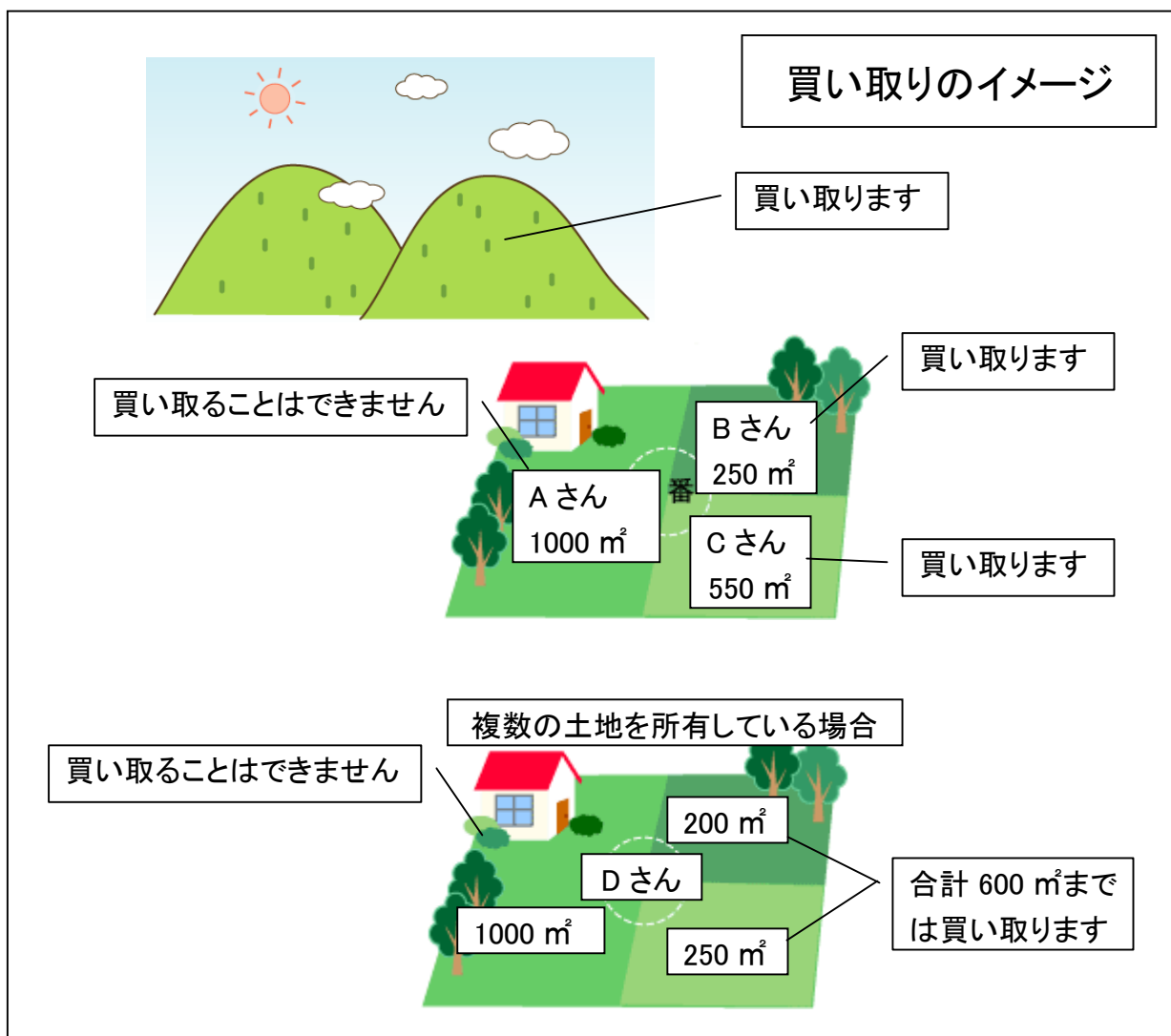
市が買い取る土地の考え方

薄磯地区震災復興土地区画整理事業で、事業を行う前に一定の土地を買い取ることにしていますが、その際の方針は…

- ・ 多くの被災者の支援につながることに
- ・ 買い取った後に、事業の実施に悪影響を与えないこと

この2点を基本に検討した結果、次のとおり買い取らせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

- 1 高台予定地（市街化調整区域で宅地でないもの）は買い取ります
 - 2 土地の面積が600㎡までの土地は、一権利者当たり合計で600㎡を上限に買い取ります
 - 3 そのほか、残った土地での換地が過小になる場合や、事業の実施に支障となる場合など、いわき市が事業の施行に必要と認めるものは買い取ります
- ※ただし、所有者が死亡したまま名義変更のない土地（未相続の土地）や、抵当権が付いている土地は買い取ることができません。平成25年3月31日までに必要な登記をすませてください。



主要要望等について

個人面談では次のような要望がありました。

- ①若い人たちが戻ってくる魅力ある街にして欲しい。
- ②事業についての情報発信の機会を増やして欲しい。

②のような意見が多かったことから、市では今回のような瓦版を発行することと致しました。

今後の予定

- ・ 11月29日（木）事業計画案の縦覧期間の公告
- ・ 11月30日（金）～12月13日（木）
事業計画案の縦覧
※意見書の提出は12月27日（木）まで



- ・ 土地の売買契約については、3ページの「市が買い取る土地の考え方」に基づき、平成24年11月下旬より平成25年4月末日にかけて順次行います。（契約日時は、個別にご連絡します。）
- ・ 契約は中央台公民館または豊間公民館を予定しています。これは契約の際に印鑑証明等が必要となることから、証明書の交付が出来る場所にする必要があるためです。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

都市復興推進課からのお願い

- ・ 質問、相談などで来庁される場合は、お待たせしてしまうことがありますので事前にご連絡の上お越し下さい。
- ・ 登記内容や連絡先などに変更があった場合はお知らせ下さい（連絡先が変わった、相続が終わった、抵当権を解除したなど）。

お問い合わせ先

いわき市 都市建設部都市復興推進課 市街地整備係

TEL 0246-22-1138

FAX 0246-22-7567